

戦後文教行政の「最後の線」が決壊する

不正と弱体化の果て、文部科学省の機能不全

論座 2019.10.11

石原俊 明治学院大学教授

文教行政の原則を破壊する文科省--[あいトリ]補助金不交付問題の核心

9月26日、文部科学省の外局である文化庁は、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」(津田大介・芸術監督)の一環として開催された企画展「表現の不自由展・その後」が、激しい脅迫行為によってわずか3日間で中止に追い込まれたことを理由に、「文化資源活用推進事業」の枠で「あいトリ」へ支給される予定であった約7830万円の補助金を、全額不交付にすると決定した。

文化庁は不交付決定の理由を、事業者である愛知県が、「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択通知を受領した」ことなどとしている。さらに10月に入って、この不交付決定が、「あいトリ」補助金採択に携わった外部審査委員の意見を一切聞かずに、文化庁の内部だけでおこなわれたことが判明した。しかも驚くべきことに、文化庁は不交付決定を審査した際の議事録が存在しないことを認めたのだ。

この文化庁の決定は、「あいトリ」への脅迫行為に事実上加担しているだけでなく、何らかの政治性を帯びたあらゆる文化事業に対する国家当局の事実上の検閲を正当化するものとし、アーティストや研究者にとどまらず、一般市民から厳しい批判を浴びている。芸術祭実行委員会会長の大村秀章・愛知県知事も、文化庁と司法の場で争う姿勢を示している。また、「あいトリ」の補助金採択に際して外部審査委員を務めた野田邦弘・鳥取大学特命教授は、決定に抗議の意思を示すため、委員在任中の匿名原則をあえて破り、文化庁に委員辞任を申し出たことを明らかにした。

10月8日に「不自由展」は再開された(「あいトリ」の会期は14日まで)が、萩生田光一・文部科学相は、安倍晋三首相からの指示はなかったと強調し、また、8日の閣議後の囲み取材で「私から文化庁に何かを指示したということはありません」と答えている(朝日新聞10月8日夕刊)。一方で、萩生田氏は、文化庁の不交付決定を変更する必要はないと繰り返し述べている。また、宮田亮平・文化庁長官(東京芸術大学前学長)は、突撃取材で記者から「不自由展」が再開された場合の交付停止の見直しについて問われた際に、「それは、私の権限では・・・」と述べたという(『サンデー毎日』10月20日号)。申請者の事務手続き上の瑕疵を理由に交付取消決定をした経緯が文書にさえ残されておらず、決定の責任者が誰であるか、最終決定が文科省本省か文化庁か、どのレベルで行われていたのかもわからない。

文部科学相(旧文部省と旧科学技術庁)は戦後長らく、所轄法人である日本学術振興会の科学研究費などを含め、芸術や学術にかかわる公的補助金の支出に際して、ピア・レビュー(専門家による相互診査)の結果を尊重してきた。芸術・学術・科学の実践に対して、政治権力の介入からも、多数派世論からも、自由を保障するためだ。ピア・レビュー体制は、日本国憲法21条が定める表現の自由の保障および検閲の禁止、そして、23条の学問



の自由の保障を反映した、戦後文教政策の大原則といえる。

今回の文科省―文化庁による不交付決定は、行政権力がアートに対する政治的脅迫行為を事実上追認するという結果の面でも、行政権力が専門家のピア・レビューの結果を後出しジャンケンのような形で否定するという手法の面でも、文教行政の大原則をないがしろにする行為なのである。

政治による権限縮小、度重なる不正行為――第2次安倍政権下の文科省の弱体化

なぜ、文部科学省はここまで劣化し、機能不全に陥っているのだろうか。

現文科相の萩生田氏は、学校法人加計学園が経営する大学獣医学部の新設に際して、疑惑の中心にいた人物だ。また、いま大きな社会問題となっている大学入試共通テスト(2021年から実施予定)の英語民間試験への外部委託は、第2次安倍政権の初代文科相であった下村博文氏が、支持母体の塾業界からの要望を汲みつつ、かなり強引にルールを敷いてきた経緯がある。

しかし、これほどまでの劣化・機能不全の原因を、大臣の質だけに求めることにも無理がある。そこには、もっと構造的な要因があると考えべきだ。その要因は主に2点。政治による文科省の権限縮小と、これ追い打ちをかけた幹部職員の度重なる不正行為である。

第2次安倍政権は、2012年末の成立後ただちに、文科省の権限を事実上縮小する作業に着手した。まず、首相直属の指摘諮問機関として教育再生実行会議を立ち上げ、教育政策の主導権を与えた。また、内閣官房の日本経済再生本部に産業競争力会議(2016年9月に「未来投資に向けた官民対話」と統合し未来投資会議に再編)を設置し、こちらにも文教政策(教育政策と文化政策)の方向性を定める権限を付与した。

周知のように文科省には、中央教育審議会(中教審)という長い歴史をもつ諮問機関がある。だが、この7年間、中教審はその発言力を奪われ、教育再生実行会議や産業競争力会議・未来投資会議が立ち上げた方針に従って教育政策の細部を審議する、あたかも内閣官房の下請け機関のような役割を担わされ続けてきた。

そうしたなか、2017年の新春、文科省に激震が走った。文科省OBが省外に天下り組織を作り、退職予定者に所管先である大学などの再就職ポストを紹介していたとして、事務次官経験者を含む約40名の(元)職員が、文科省再就職等規制違反で大量処分されたのだ。忘れがちな事実だが、現在は強硬な反安倍政権のスタンスをとる前川喜平事務次官(当時)も、この事件で停職処分相当となり、処分発表前に辞職している。

翌、2018年には、東京医科歯科大学が文科省の「私立大学研究ブランディング事業」の補助対象に採択された際、文科省技術・学術政策局長(当時)の息子の同大学合格に対する便宜供与があったとして、局長が受託収賄罪で、医療コンサルタント会社役員(当時)の男が受託収賄幫助罪で逮捕・起訴され、また同大の理事長と学長(当時)が贈賄罪で起訴された。そこから、芋づる式に、東京医科大が一般入試で女性合格者数などを抑えるための得点操作を行っていた事実が判明した件は、憶えている読者も多いだろう。

さらに、同年、文科省の国際統括官(当時)が宇宙航空研究開発機構(JAXA)に理事として出向中、同じ医療コンサル会社役員から、接待を受け便宜を供与していたとして、前



者が収賄、後者が贈賄容疑で逮捕された。そして、このコンサル会社から過去に不適切な接待を受けていたとして、戸谷一夫事務次官（当時）が減給の懲戒処分を受け、引責辞任に追い込まれた。事務次官が２代続けて不祥事で辞任するという、文字通りの異常事態だった。

第２次安倍政権下で、ただでさえ権限を削られてきた文科省は、度重なる不正行為発覚で、政権与党や多数派世論に対する抵抗力を失ってきた。責任の所在も明確にせず、きわめて杜撰な手続きによって、戦後文教行政の大原則を破壊するような「決定」ができてしまう現在の文科省は、このようにして弱り切った役所のみじめな姿を晒しているといえる。

弱体化した文科省がもたらす弊害―首相の地元下関異市立大学で進行中の事態

文科省が幹部職員の不正行為によって弱体化したことのツケは、文科省が組織として払えばよい。だが、文科省に振り回される所管先は、その弱体化から多大な迷惑を受け続けている。

文科省は、いまや国政レベルにとどまらず、地方政治にかかわる場面でも、専門家による最低限のピア・レビュー体制を守ることができなくなっている。字数の都合もあるので、その典型的な例を一つだけ示しておこう。本州の最西端安倍首相の地元、山口県下関市の公立大学で、現在進行中の事態である。

下関市立大学は、経済学部のみの小規模な単科大学ながら、前身の短期大学から数えれば60年以上の歴史をもつ、西南日本の名門公立大学だ。この大学をめぐるいま、戦後の大学が保障されてきた専門家によるピア・レビュー体制を破壊する計画が進行中である。



今年5月末、前田晋太郎・下関市長（安倍首相の元秘書）が、下関市大の理事長（元副市長）や学長ら幹部を市長室に呼び出し、インクルーシブ教育（または特別支援教育）の「専攻科」を学内に新設し、市長が推薦した特定の候補者を教員として採用するよう要請した。

市長の意向をうけた下関市大の法人幹部は、教育・研究に関する学内の最高審議機関である教育研究審議会（教研審：国立大学の教育研究評議会に相当）を招集して、3名の教員候補者の採用について承認を取り付けようとした。だが、学内教員・研究者からなる審査委員会による業績審査、教授会への諮問といった、人事に必要な手続きを一切経ていないとして、教員の大多数が猛反発するなか、教研審は流会となってしまった。

ところが大学法人幹部は、経営に関する学内の最高審議機関である経営審議会（経営審：国立大学の経営協議会に相当）を開催して、「専攻科」新設方針を決定し、さらにその後まもなく、3名の候補者に対して「内定」を通知したのである。これは、「教育研究に関する規程の制定・改廃」「教員の人事」等について教研審の審議が必要であるとすると、下関市大の定款（学則）さえもないがしろにする行為だ（朝日新聞9月19日朝刊山口版、毎日新聞9月11日朝刊山口・下関版）。

こうした異常事態を受けて、8月に入ると、文部科学省高等教育局大学振興課法規係が大学側に対し、「教員採用手続きの適切性に疑義が生じていることは好ましくない」としてメールで「助言」をおこなった。担当官は、「教授会に対する意見聴取を経ずに採用を

内定すること」が「学内規程に則らない手続きとなっているおそれがある」としたうえで、「全学教授会、学部教授会の位置づけや機能を明確にするよう学則を見直した上で、学内規程に沿った適切な手続きをとることが必要になる」と述べた（『山口民報』9月15日）。文科省から下関市大への事実上の指導であった。

ところが、8月末、下関市当局は大学側に一切の相談もなく、もちろん学内の教研審や経営審の審議を経ることもなく、大学の定款変更の議案を市議会に提出した。この議案は、教研審の審議事項から「教育研究に関する規程の制定・改廃」「教員の人事」等を除外し、非研究者を多数含む新設の理事会がこれらの権限を吸収するというものだった。当然にも、市議会野党議員から批判が相次いだ。9月26日（「あいとり」への補助金不交付決定と同じ日だ！）、与党会派（安倍首相に近い会派）などの賛成多数によって、議案は原案通り可決されてしまったのである。――加えて本件では、市議会与党会派議員の一部と大学経営審委員の一部にそれぞれ重大な利益相反の疑惑があるのだが、本稿ではあえて、横に置く――。

戦後日本の大学は、憲法23条の原則のもと、教育内容・研究内容やカリキュラム、研究者・教員の人事に関しては、学内に従来から所属する専門家の審査や審議を経て決められるというピア・レビューに支えられた自治制度を維持してきた。ましてや戦後日本の大学制度は、行政（政府・自治体）の長や議会が教育研究内容や教員・研究者の人事を左右することなど認めていない―新設部局・コースの大まかな方向性を行政権力が大学側に要請することなら認められているが―。日本の大学のガバナンスにおいて、想定されていないこと、あってはならないことが、いま下関市の行政権力によって進められているのだ。

文科省側は下関市大側に対して、専門家による最低限のピア・レビュー（人事評価委員会による業績審査、教授会への諮問、教研審での審議）を経ることを含め、学則にしたがった手続きをやり直すよう「助言」した。これに対して、下関市当局は、後出しジャンケンで自らの「違法」行為を追認する定款（学則）改正を行ったことになる。言葉は悪いが、文科省の指導は、下関市の行政権力によってコケにされたというわけだ。文科省は25万都市の首長と市議会与党から完全に「足元をみられている」。

文科省の劣化・弱体化は、全国の文教行政の末端で、取り返しのつかない弊害を生みだしている。教育・研究・科学・文化・芸術の領域において、専門家によるピア・レビューの尊重は、けっして崩してはならない。戦後文教行政の最期の一線だ。「あいとり」をめぐる問題と、下関市立大学をめぐる問題は、この点ではっきりと通底している。文科省は信頼回復のために、せめてもの矜持を示せ。

石原 俊（いしはら しゅん、1974年4月4日）専攻は社会学。専門領域は歴史社会学、島嶼社会論、現代社会論。著書に『近代日本と小笠原諸島―移動民の島々と帝国』平凡社、2007年。『殺すこと／殺されることへの感度―2009年からみる日本社会のゆくえ』東信堂、2010年。『〈群島〉の歴史社会学―小笠原諸島・硫黄島、日本・アメリカ、そして太平洋世界（現代社会学ライブラリー 12）』弘文堂、2013年。『群島と大学―冷戦ガラパゴスを超えて』共和国、2017年。『硫黄島―国策に翻弄された130年』中公新書、2019年。